

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	柴島浄水場 オゾン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	135,450,000	平成23年10月3日	—	契約の性質または目的による場合	
2	平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	15,750,000	平成23年10月5日	—	契約の性質または目的による場合	
3	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	7,077,000	平成23年10月5日	—	緊急の必要による場合	
4	住之江下水処理場消化槽加温用温水設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)高尾鉄工所	4,830,000	平成23年10月6日	—	契約の性質または目的による場合	
5	住之江工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	9,450,000	平成23年10月12日	—	契約の性質または目的による場合	
6	今福下水処理場機械棟No. 2ターボブロワ設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	7,875,000	平成23年10月13日	—	契約の性質または目的による場合	
7	海老江下水処理場 各種サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	4,200,000	平成23年10月13日	—	契約の性質または目的による場合	
8	鶴見工場焼却設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	133,402,500	平成23年10月13日	—	契約の性質または目的による場合	
9	平野下水処理場 汚泥焼却炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	99,750,000	平成23年10月18日	—	契約の性質または目的による場合	
10	本田～市岡幹線下水管渠築造工事(その4)に伴う付帯工事	01:土木工事	建設局	間・青木マリーン・ショベル特定建設工事共同企業体	218,400,000	平成23年10月19日	—	入札に付することが不利な場合	
11	舞洲工場破碎設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	19,782,000	平成23年10月20日	—	契約の性質または目的による場合	
12	八尾工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	154,350,000	平成23年10月24日	—	契約の性質または目的による場合	
13	市岡下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	174,300,000	平成23年10月25日	—	契約の性質または目的による場合	
14	高速電気軌道第1号線南方変電所機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	三菱電機(株)	446,250,000	平成23年10月26日	—	契約の性質または目的による場合	
15	津守下水処理場送泥ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	2,415,000	平成23年10月26日	—	契約の性質または目的による場合	
16	市岡下水処理場計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	4,305,000	平成23年10月26日	—	契約の性質または目的による場合	
17	海老江下水処理場外2か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	23,835,000	平成23年10月27日	—	契約の性質または目的による場合	
18	放出下水処理場ポンプ制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	367,500,000	平成23年10月27日	—	契約の性質または目的による場合	
19	大野下水処理場沈砂池集じん用傾斜コンベヤ修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	神鋼環境メンテナンス(株)	22,890,000	平成23年10月27日	—	契約の性質または目的による場合	

20	柴島浄水場高度浄水処理施設送風機修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	荏原テクノサーブ(株)	2,205,000	平成23年10月28日	—	契約の性質または目的による場合
21	八尾工場電気計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	20,790,000	平成23年10月28日	—	契約の性質または目的による場合
22	井高野抽水所汚水水中ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	8,925,000	平成23年10月31日	—	契約の性質または目的による場合
23	平野下水処理場南池急速ろ過池No. 2排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	4,095,000	平成23年10月31日	—	契約の性質または目的による場合
24	道頓堀川水門外1監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)安川電機	9,765,000	平成23年10月31日	—	契約の性質または目的による場合
25	南港第2抽水所外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	23,625,000	平成23年11月1日	—	契約の性質または目的による場合
26	柴島浄水場スラッジ処理場脱水設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	87,990,000	平成23年11月1日	—	契約の性質または目的による場合
27	中浜下水処理場 初沈濃縮汚泥用一軸偏心式ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	2,677,500	平成23年11月1日	—	契約の性質または目的による場合
28	津守下水処理場ポンプ棟雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	川崎重工業(株)	27,825,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
29	平野下水処理場汚泥処理電気設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機(株)	44,100,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
30	東淀川取水ポンプ場 取水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	クボタ機工(株)	12,390,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
31	東横堀川水門外4遠方監視装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)沖電気カスタマアドテック	2,992,500	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
32	放出下水処理場 機械棟No. 2ターボブロワ設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	7,749,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
33	C9-2号機多目的クレーン電気設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	IHI運搬機械(株)	16,275,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
34	放出下水処理場 ポンプ棟主ポンプ吐出弁用電動開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	日本ギア工業(株)	2,205,000	平成23年11月2日	—	契約の性質または目的による場合
35	中浜下水処理場スチームタービン用復水器修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新日造エンジ(株)	5,145,000	平成23年11月4日	—	契約の性質または目的による場合
36	大阪市中心卸売市場南港市場本館棟冷却設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダイキンアプライドシステムズ	23,688,000	平成23年11月4日	—	契約の性質または目的による場合
37	住之江下水処理場外1か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	6,877,500	平成23年11月7日	—	契約の性質または目的による場合
38	大阪市中心卸売市場南港市場解体室小動物脚コンベアその他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	花木工業(株)	7,350,000	平成23年11月7日	—	契約の性質または目的による場合
39	建設局降雨情報設備機能追加工事	09D:機械器具設置工事	建設局	(株)東芝	357,000,000	平成23年11月7日	—	契約の性質または目的による場合
40	千島下水処理場送泥前処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	3,234,000	平成23年11月8日	—	契約の性質または目的による場合
41	十八条下水処理場機械棟No. 4ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原由倉ハイドロテック	8,085,000	平成23年11月8日	—	契約の性質または目的による場合

42	十八条下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	2,520,000	平成23年11月8日	—	契約の性質または目的による場合
43	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	川重ファシリテック(株)	16,800,000	平成23年11月8日	—	契約の性質または目的による場合
44	此花下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	9,082,500	平成23年11月9日	—	契約の性質または目的による場合
45	大阪市中央卸売市場本場 市場東棟 防火シャッター補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	文化シャッター(株)	1,988,280	平成23年11月9日	—	契約の性質または目的による場合
46	放出下水処理場汚泥消化槽設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	14,259,000	平成23年11月10日	—	契約の性質または目的による場合
47	柴島浄水場 スラッジ除塵設備補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	水道機工(株)	59,850,000	平成23年11月10日	—	契約の性質または目的による場合
48	北部方面管理事務所 高度処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	6,142,500	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
49	柴島浄水場 攪拌設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	住重環境エンジニアリング(株)	30,975,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
50	海老江下水処理場外12か所電気設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	72,450,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
51	恩貴島抽水所No. 4ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)西島製作所	22,575,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
52	津守下水処理場汚泥処理制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	561,750,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
53	柴島浄水場 第3配水ポンプ場高圧電動機補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	13,230,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
54	高速電気軌道第5号線運転指令所統合化に伴う列車無線電話装置製作据付工事	10:電気通信工事	交通局	(株)日立国際電気	119,700,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
55	土佐堀駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	建設局	アマノ(株)	24,990,000	平成23年11月11日	—	契約の性質または目的による場合
56	豊野浄水場 オゾン設備点検整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)前澤エンジニアリングサービス	50,400,000	平成23年11月14日	—	契約の性質または目的による場合
57	海老江下水処理場 消化槽消化汚泥循環ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	6,615,000	平成23年11月14日	—	契約の性質または目的による場合
58	平野下水処理場 乾燥式汚泥濃度計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	2,887,500	平成23年11月16日	—	契約の性質または目的による場合
59	最適先端処理技術実験施設 点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	理水化学(株)	14,962,500	平成23年11月16日	—	契約の性質または目的による場合
60	舞洲工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	9,555,000	平成23年11月16日	—	契約の性質または目的による場合
61	東横堀～桜川幹線下水管渠築造工事(その14-2)	01:土木工事	建設局	間・西武・中林・久本・青木特定建設工事共同企業体	198,450,000	平成23年11月17日	—	入札に付することが不利な場合
62	住之江下水処理場外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	76,440,000	平成23年11月17日	—	契約の性質または目的による場合
63	津守下水処理場外4か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	4,882,500	平成23年11月17日	—	契約の性質または目的による場合
64	市岡下水処理場外1か所2次処理水給水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	荏原テクノサーブ(株)	3,570,000	平成23年11月17日	—	契約の性質または目的による場合
65	柴島浄水場 第2取水ポンプ場 取水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立プラントテクノロジー	13,335,000	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合

66	柴島浄水場 上系高度処理棟 揚水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立プラントテクノロジー	11,287,500	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
67	津守下水処理場第2反応槽水中機械式曝気装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	阪神動力機械(株)	3,486,000	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
68	市岡下水処理場ターボブロウ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	7,665,000	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
69	中浜下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	月島テクノメンテサービス(株)	5,040,000	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
70	咲洲運河雨水排水ポンプ補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	(株)日立プラントテクノロジー	9,817,500	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
71	大阪市中心卸売市場本場 業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	オイレスECO(株)	2,068,500	平成23年11月18日	—	契約の性質または目的による場合
72	平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原由倉ハイドロテック	4,893,000	平成23年11月21日	—	契約の性質または目的による場合
73	大阪市中心卸売市場本場 市場東棟防火シャッター・防煙垂壁補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	東洋シャッター(株)	1,890,000	平成23年11月21日	—	契約の性質または目的による場合
74	中加賀屋住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	27,457,500	平成23年11月22日	—	契約の性質または目的による場合
75	庭窪浄水場 高圧電動機点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	13,650,000	平成23年11月22日	—	契約の性質または目的による場合
76	西淀工場汚泥処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	20,790,000	平成23年11月24日	—	契約の性質または目的による場合
77	大阪市中心卸売市場本場市場棟エレベータ補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	フジテック(株)	3,087,000	平成23年11月25日	—	契約の性質または目的による場合
78	千島下水処理場第3ポンプ棟No. 3雨水ポンプ用減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	12,022,500	平成23年11月28日	—	契約の性質または目的による場合
79	市岡下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	37,275,000	平成23年11月28日	—	契約の性質または目的による場合
80	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	JFEメカニカル(株)	33,075,000	平成23年11月28日	—	契約の性質または目的による場合
81	御崎住宅(4号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	フジテック(株)	14,805,000	平成23年11月30日	—	契約の性質または目的による場合
82	住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	6,300,000	平成23年11月30日	—	契約の性質または目的による場合
83	津守下水処理場外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	20,685,000	平成23年12月1日	—	契約の性質または目的による場合
84	海老江下水処理場 消化槽消化ガスかくはんブロウ修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	(株)伊藤鐵工所	5,460,000	平成23年12月1日	—	契約の性質または目的による場合
85	南港中住宅(42号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	16,800,000	平成23年12月2日	—	契約の性質または目的による場合
86	御崎第2住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本エレベーター製造(株)	17,640,000	平成23年12月2日	—	契約の性質または目的による場合
87	中浜下水処理場 消化ガス精製設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	6,436,500	平成23年12月2日	—	契約の性質または目的による場合
88	大正工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	51,093,000	平成23年12月2日	—	契約の性質または目的による場合
89	森之宮工場クレーン設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	(株)昭和起重機製作所	8,862,000	平成23年12月2日	—	契約の性質または目的による場合

90	平野下水処理場 汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	建設局	日揮(株)	139,650,000	平成23年12月5日	—	契約の性質または目的による場合
91	住之江下水処理場第1沈砂池バケットクレーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントテクノロジー	8,316,000	平成23年12月5日	—	契約の性質または目的による場合
92	住之江工場燃焼ストーカ駆動装置整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	8,316,000	平成23年12月5日	—	契約の性質または目的による場合
93	放出下水処理場汚泥処理系生物脱臭設備修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	22,575,000	平成23年12月6日	—	契約の性質または目的による場合
94	庭窪浄水場 洗浄排水ポンプ点検整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)電業社機械製作所	5,040,000	平成23年12月7日	—	契約の性質または目的による場合
95	中浜下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	427,350,000	平成23年12月7日	—	契約の性質または目的による場合
96	柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	52,815,000	平成23年12月8日	—	契約の性質または目的による場合
97	市内下水処理場等ディーゼル機関修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	97,650,000	平成23年12月8日	—	契約の性質または目的による場合
98	大正工場有害ガス処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	12,278,700	平成23年12月8日	—	契約の性質または目的による場合
99	今福下水処理場スクリーンかす脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	12,705,000	平成23年12月9日	—	契約の性質または目的による場合
100	住之江下水処理場各種サイクロ減速機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	2,950,500	平成23年12月9日	—	契約の性質または目的による場合
101	八尾工場クレーン設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	(有)サヌキ環境エンジニアリング	12,180,000	平成23年12月9日	—	契約の性質または目的による場合
102	庭窪浄水場 洗浄排水ポンプ点検整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	クボタ機工(株)	4,410,000	平成23年12月12日	—	契約の性質または目的による場合
103	東中浜8丁目地内外マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	7,035,000	平成23年12月12日	—	契約の性質または目的による場合
104	大正工場焼却設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	106,827,000	平成23年12月12日	—	契約の性質または目的による場合
105	楠葉取水場 取水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立プラントテクノロジー	26,040,000	平成23年12月15日	—	契約の性質または目的による場合
106	平野工場2号ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	7,297,500	平成23年12月15日	—	緊急の必要による場合
107	西淀工場1号ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	7,329,000	平成23年12月16日	—	緊急の必要による場合
108	ATC庁舎内外8状態監視装置改修工事	10:電気通信工事	建設局	(株)コムプランニング	35,175,000	平成23年12月22日	—	契約の性質または目的による場合
109	高速電気軌道第1号線大国町変電所故障選択装置製作据付工事	04:電気工事	交通局	(株)東芝	45,097,500	平成23年12月26日	—	契約の性質または目的による場合
110	舞洲スラッジセンター各種給水ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	荏原テクノサーブ(株)	3,055,500	平成23年12月26日	—	契約の性質または目的による場合
111	勝山南3丁目地内外マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	4,620,000	平成23年12月26日	—	契約の性質または目的による場合
112	上大和橋西道頓堀線(宗右衛門町通)電波障害対策施設移設工事	10:電気通信工事	建設局	コーヨー通信工事(株)	14,332,500	平成23年12月26日	—	契約の性質または目的による場合
113	豊里矢田線(北田辺)電波障害対策施設移設工事	10:電気通信工事	建設局	コーヨー通信工事(株)	12,967,500	平成23年12月26日	—	契約の性質または目的による場合

114	大阪市交通局庁舎交流無停電電源装置蓄電池更新その他工事	04:電気工事	交通局	(株)日立製作所	47,880,000	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
115	津守下水処理場雨水沈砂池電動開閉機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	12,495,000	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
116	弁天抽水所 発電機用ガスタービン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHIジェットサービス	21,000,000	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
117	住吉川ポンプ場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	5,355,000	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
118	平野工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	258,300,000	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
119	南港第2抽水所ハロゲン化物消火設備修繕	09E:消防施設工事	建設局	(株)コアツ	2,504,250	平成23年12月27日	—	契約の性質または目的による場合
120	津守下水処理場遠心濃縮機設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	29,925,000	平成23年12月28日	—	契約の性質または目的による場合

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備点検整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、富士電機(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。富士電機(株)は、平成15年10月に富士電機システムズ(株)に社名変更され、平成19年4月の分社化により当該オゾン設備に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、平成20年4月に(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本点検整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所監視制御設備は、汚泥溶融炉及び平野市町抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ監視制御設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転監視業務に支障をきたしている監視制御設備の構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、日立造船 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船 (株) 以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化槽加温用温水設備修繕

2 契約の相手方

㈱高尾鉄工所

3 随意契約理由

今回修繕する温水設備は、消化槽を加温するための設備であるが、抽気ポンプ等が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本温水設備は、㈱高尾鉄工所が設計製作したもので、抽気ポンプ等の取替に伴う温水設備の燃焼調整など、設備機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、㈱高尾鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場機械棟 No.2ターボブロワ設備点検整備修繕

2 契約相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回修繕するNo.2ターボブロワ設備は、今福下水処理場の反応槽に空気を圧送し微生物への酸素供給を行い、下水処理場の水処理をするために重要な役割を持つ設備である。日常運転における酸素供給の確保と処理設備としての高い信頼性を維持させるため、点検整備修繕を行うものである。

本設備は(株)電業社機械製作所が設計製作したものであり、軸受などの部品取替については、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、機能の回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 各種サイクロ減速機修繕
- 2 契 約 相 手 方 住友重機械精機販売 (株)
- 3 随 意 契 約 理 由

今回修繕するサイクロ減速機は、海老江下水処理場第2沈殿池汚泥かき寄せ機外の駆動装置に使用しているものであるが、曲線板・偏心軸受等の摩耗損傷が著しく、沈殿池に沈降した汚泥をかき寄せることが出来ず、下水処理場の放流における水質基準を満たさないおそれがある。

本減速機は、住友重機械工業(株)が設計製作したもので、修繕においては偏心体軸受部等が特殊構造であるため、独自の技術を必要とし、取替部品の組込みにあたっては、製作時と同一の手法で行う必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている住友重機械精機販売(株)のみである。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-0113)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1. 工事名称

平野下水処理場汚泥焼却炉設備整備工事

2. 契約の相手方

メタウォーター（株）

3. 随意契約理由

当該下水処理場の汚泥焼却炉設備はプラントメーカーである日本碍子（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥焼却炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥焼却炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥焼却炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥焼却炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日本碍子（株）のみである。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により当該設備に関する事業をNGK水環境システムズに継承した。さらに、平成20年4月には、富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場（電話番号 06-6757-3309）

随意契約理由書

1 案件名称

本田～市岡幹線下水管渠築造工事（その4）に伴う付帯工事

2 契約の相手方

間・青木マリーン・ショベル特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、現在施工中の「本田～市岡幹線下水管渠築造工事（その4）」（内径3750mm 延長約2km 泥土圧式シールド工事他・以下、現工事という）のシールド掘進中にマシンと接触したことにより発見された障害物（H-400×6 箇所）の撤去を行うものである。

障害物は、現工事のシールド掘進ルートと重なる既設下水流入渠（□6,000×4,800mm）の直下に位置しており、立坑掘削等による直接撤去が困難なため、シールドマシン側より撤去する工法とした。

施工手順は次のとおりである。

- ① 地上より地中障害物付近の地盤改良工を行う。
 - ② シールドマシンを障害物手前まで掘進する。
 - ③ 作業員がシールドマシンの隔壁外へ出て、人力で障害物の切断・撤去を行う。
- 以下繰り返し。（全6箇所）

この工法では、現工事での作業（シールド掘進、シールドマシン内作業）を進めながら障害物の撤去を行うことから、現工事と本工事の施工は密接に関連しており、切り離すことができないため、同一請負者による施工とする必要がある。

また、同一請負者とした場合、本工事の地盤改良工等で必要となるプラント設備や受電設備は、現工事で使用している設備と共用することができるため、経済的かつ工程的にも有利に工事を進めることができる。

よって、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局下水道河川部下水道課（電話番号06-6615-7866）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の破碎設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、プラントメーカーである三菱重工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本整備工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状況等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は設計・施工を実施した三菱重工業（株）のみであるが、現在、三菱重工業（株）は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）統合し事業を実施している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（TEL：072-923-4226）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 市岡下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株)明電舎

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、市岡下水処理場外6か所の場内で別途施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 工事名称

高速電気軌道第1号線南方変電所機器製作据付工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、南方変電所の特高閉鎖配電盤設備、高圧閉鎖配電盤設備の製作と据付工事を行うものであるが、これら新設備と既設の整流器設備、直流き電設備を接続し稼働させるためには既設設備の改造、各種調整及び確認試験が必須である。

これらの施工にあたっては既設設備の製作据付業者独自の技術が必要であり、上記の要件を満たす唯一の業者である三菱電機（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課電気設計担当 （電話番号 06-6585-6667）

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場送泥ポンプ設備修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う送泥ポンプ設備は、下水処理場内の水処理設備で発生する汚泥を此花下水処理場へ移送するための設備であるが、長年の運転により回転部分等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、兵神装備㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、兵神装備㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機㈱

3 随意契約理由

今回修繕する市岡下水処理場の計装設備は、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により著しく機能が低下しており、下水処理場の設備運転に支障を来す恐れがあるため修繕を行うものである。

本設備は横河電機㈱が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は横河電機㈱がアフターサービスを移管した向洋電機㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

海老江下水処理場外 2 か所電気設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場外 2 か所の電気設備は、大部分が設置より 10～15 年以上が経過し著しく機能が低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するとともに、大阪市自家用電気工作物保安規定に基づき高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 工事名称

放出下水処理場ポンプ制御設備外機能追加工事

2 契約の相手方

(株)東芝

3 随意契約理由

本工事は放出下水処理場汚水ポンプ設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設受変電設備・既設監視制御設備外への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は既設と操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等の機能追加を行う必要がある。

よって、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者である(株)東芝以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作できないため、本機能追加工事を施工できるのは(株)東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場沈砂池集じん用傾斜コンベヤ修繕

2 契約の相手方

神鋼環境メンテナンス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する集じん用コンベヤは、流入下水中のゴミ（スクリーンかす）を、後段の一時貯留設備（ホッパ）に搬送するための設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、ゴムベルトの劣化、回転部分の腐食等により振動や騒音が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、㈱神戸製鋼所が設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、新旧の部品を組み合わせた上での運転調整など、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社のメンテナンスを移管されている神鋼環境メンテナンス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課（6462-1519）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場高度浄水処理施設送風機修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原テクノサーブ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設に設置している送風機の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該送風機は、(株)荏原製作所が設計、製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所より汎用機械の維持管理業務（修理を含む）を移管されている荏原テクノサーブ(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

井高野抽水所汚水水中ポンプ修繕

2 契約相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する汚水水中ポンプは、井高野抽水所に流入する下水を下水処理場に送水するための設備であるが、リング等が磨耗することにより性能が低下し、能力が発揮できないため修繕を行うものである。

本水中ポンプは、新明和工業(株)が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、主要取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より保守点検整備業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場南池急速ろ過池No. 2排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する排水ポンプは、急速ろ過池の洗浄排水を水処理へ返送するための設備であるが、モーターの絶縁不良等により、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する排水ポンプは、新明和工業 (株) が設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、必要となる取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和工業 (株) より保守点検整備業務を移管されている新明和アクアテクサービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門外 1 監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株) 安川電機

3 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門外 1 の監視制御設備について、河川施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による構成部品の一部が機能低下しているため、各構成部品を修繕するものである。

本設備は (株) 安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の修繕及び動作試験調整等を行い、設備の性能を継続維持させなければならない。

なお、他社に修繕を行わせるとシステム全体の性能に対する責任の一貫性が保てないため、他社に行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である (株) 安川電機のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号: 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

南港第2抽水所外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する電気設備は、南港第2抽水所、南港第1抽水所、平林抽水所、及び平野下水処理場の運転に重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した電気設備の構成部品を取替え修繕する必要がある。

本設備は（株）東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、かつ計装設備としてのループ回路の熟知をする必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場スラッジ処理場脱水設備点検整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場スラッジ処理場に設置している脱水設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該脱水設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、総合的な脱水設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該脱水設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、平成20年4月には富士電機水環境システム(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本点検整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜下水処理場 初沈濃縮汚泥用一軸偏心式ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備 (株)

3 随意契約理由

今回修繕する初沈濃縮汚泥用一軸偏心式ポンプ設備は、中浜下水処理場の初沈濃縮設備から消化槽設備へ送泥するための設備であるが、長時間の運転により汚泥を送り出すためのものであるステーターとローターが夾雑物・砂等により磨耗・損傷し、使用に耐えないので修繕するものである。

本設備は、兵神装備 (株) が設計製作したもので、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とし取替部品に当たっても他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (TEL 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場 ポンプ棟雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕

2 契約相手方

川崎重工業株式会社

3 随意契約理由

今回修繕するガスタービン設備は、津守下水処理場ポンプ棟に設置している雨水ポンプ用の動力機関であるが、設備の各部が損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、川崎重工業株式会社が設計・製作したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含むガスタービン設備の全体を一つのシステムとして調整をし、ガスタービン設備の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は本設備の設計・製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥処理電気設備機能追加工事

2 契約相手方

三菱電機株

3 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場にある汚泥処理用遠心脱水機の世界制御に必要となる設備を既設制御設備・既設配電盤に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備・既設配電盤は、三菱電機株が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは三菱電機株のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

東淀川取水ポンプ場 取水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場構内東淀川取水ポンプ場に設置している取水ポンプの点検整備修繕を行い、機能の維持を図るものである。

当該設備は、（株）クボタが設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本業務ができる業者は、当該ポンプの製造業者である（株）クボタより修繕・維持管理業務を移管されているクボタ機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門外4 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

(株) 沖電気カスタマアドテック

3 随意契約理由

今回修繕する東横堀川水門外4の遠方監視装置について、河川施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による構成部品の一部が機能低下しているため、各構成部品を修繕するものである。

本設備は沖電気(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の修繕及び動作試験調整等を行い、設備の性能を継続維持させなければならない。

なお、他社に修繕を行わせるとシステム全体の性能に対する責任の一貫性が保てないため、他社に行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である沖電気工業(株)が建設局へ納入している遠方監視制御設備のアフターサービス業務の移管者である(株)沖電気カスタマアドテックのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号: 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場 機械棟 No.2 ターボブロワ設備点検整備修繕

2 契約の相手方

株式会社 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回修繕するNo.2ターボブロワ設備は、放出下水処理場の反応槽に空気を圧送し微生物への酸素供給を行い、下水処理場の水処理をするために重要な役割を持つ設備である。日常運転における酸素供給の確保と処理設備としての高い信頼性を維持させるため、点検整備修繕を行うものである。

本設備は(株)電業社機械製作所が設計製作したものであり、軸受などの部品取替については、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、機能の回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

C9-2号機多目的クレーン電気設備補修工事

2 契約の相手方

IHI運搬機械(株)

3 随意契約理由

本件の工事対象クレーンは、住之江区南港東9丁目(南港C9岸壁)に設置されたコンテナなどの重量物積み下ろしに使用しているものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造、安全装置、設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーンの製造者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンは、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置の構造仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いができない。

また、今回分解整備して取替を行う走行用直流電動機は、クレーンの走行を行う重要な機器であり、全8台の内4台の分解整備・取替を行うにあたり、動作協調・性能確認・安全確認等、十分な調整・確認を行わなければ、当該クレーンの能力の発揮、また安全に使用することができない。

以上の理由により、システム全体を把握した上で、安全性を確保し確実な施工、また、港湾荷役に影響を及ぼさずに施工を行うことが出来るのは本設備の製造者である IHI 運搬機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当 (電気) (電話番号 06-6615-7815)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場ポンプ棟主ポンプ吐出弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業㈱

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場ポンプ棟主ポンプ吐出弁用電動開閉機は、主ポンプ吐出弁を電動で開閉するための設備であるが、設置から43年経過している。また、長時間の運転によりウォームギア等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、日本ギア工業（株）が設計製作したもので、電動開閉機を取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 スチームタービン用復水器修繕

2 契約相手方

新日造エンジ (株)

3 随意契約理由

今回修繕するスチームタービン設備は、環境局森之宮工場からの蒸気を利用し反応槽用ターボプロワを駆動するための設備であるが、設備の一部である復水器はタービンの排気である水蒸気を冷却、凝縮させ、低圧の飽和液に戻す装置である。

この復水器内に設置しているスチームタービン設備のさび止めの役割をしている防食板が劣化し、高圧蒸気で運転しているタービンから蒸気もれが発生すると、運転を継続することができなくなるので、修繕するものである。

本設備は、新日本造機 (株) が設計製作したもので、本設備の分解組立及び整備には、製作会社の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されている新日造エンジ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 本館棟冷却設備改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、市場業務に影響を及ぼすことなく施工できるのは同社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外1か所計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機 (株)

3 随意契約理由

今回修繕する計装設備は、住之江下水処理場、南部方面管理事務所管内マンホールポンプ場の運転監視に重要な役割を持つ計装設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じ、日常の運転監視に支障をきたしており修繕する必要がある。

本設備は横河電機 (株) が設計製作したもので、修繕に当たっては計装設備としての一貫したループ回路を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている向洋電機 (株) のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 解体室小動物脚コンベアその他改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本工事は、と畜解体に伴う小動物（豚）の脚コンベアその他の改修と試運転、改修に伴うプラント全体の総合調整をおこなうものであるが、当該食肉処理設備関連プラントについては、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

よって、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、製造者以外では施工できない。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を熟知しており、市場業務に影響を及ぼすことなく施工できるのは、同社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 工事名称

建設局降雨情報設備機能追加工事

2 契約の相手方

(株)東芝

3 随意契約理由

本工事は建設局降雨レーダの改築更新に伴い、関連する降雨情報設備のデータ収集、データ配信等を行うために、既設降雨情報設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は既設降雨情報設備と操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、降雨情報設備に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者である(株)東芝以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する降雨情報設備を構成する電気機器は他社で製作できないため、本機能追加工事を施工できるのは(株)東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場 送泥前処理設備修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス㈱

3 随意契約理由

今回、千島下水処理場送泥前処理設備が、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、㈱クボタが設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づき組立精度や許容値を確保するための独自の技術が必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されているクボタ環境サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号：06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場機械棟No. 4ターボブロワ設備修繕

2 契約相手方

(株) 荏原由倉ハイドロテック

3 随意契約理由

今回、修繕するターボブロワ設備は、下水処理場の反応槽に、空気を圧送する設備であるが、前回修繕後 11 年が経過し、軸受部の摩耗損傷や補機類の腐食などにより、運転に支障を来たしているので、修繕するものである。

本設備は、(株)荏原由倉ハイドロテックが設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、直ちに修繕に着手でき、製作会社である(株)荏原由倉ハイドロテックのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する十八条下水処理場外1か所電気設備は、大部分が設置より8年経過し、経年劣化で機能しなくなったため、構成部品の取替を行い修繕するものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作したもので部品の取替えにあたっては、電気設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製造業者である(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う走行装置の補修等を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある。また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いには困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などのどの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修させることにより、責任の一元化及び早急な対応を図る必要がある。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該クレーンを製造した川崎重工業(株)より、荷役機械の補修に関する業務を譲渡された川重ファシリテック(株)のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 修繕名称

此花下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由書

今回修繕する此花下水処理場外1か所（大野下水処理場）の電気設備は、処理場の運転に必要な設備であるが、大部分が設置後8年以上経過し、経年劣化により機能しなくなった為、構成部品の取替等の修繕を行うものである。

本設備の、動力設備及び監視制御設備は、株式会社日立製作所が設計製作、計装設備は株式会社日立ハイテクトレーディングが設計製作したもので、部品取替にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを委託されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場 市場東棟防火シャッター補修工事

2 契約の相手方

文化シャッター(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置しているシャッターの部品・障害物感知装置等の破損による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、文化シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知すると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該シャッター構造を熟知している同社に補修をさせることで、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

- 1 修繕名称 放出下水処理場汚泥消化槽設備整備修繕
- 2 契約の相手方 三菱化工機 ㈱
- 3 随意契約理由

今回整備修繕する放出下水処理場汚泥消化槽設備は、水処理施設で汚水を浄化することにより発生した汚泥を消化（減量及び安定化）するための消化槽機能を担う設備であるが、放出下水処理場にある5槽の内、No.3槽の機能が低下し汚泥処理に支障をきたしているため、温水器など消化槽設備を整備修繕するものである。

本設備は、三菱化工機㈱がプラント設備として設計製作したもので、今回、整備修繕を行う汚泥消化設備は、プラント設備機能を発揮するための各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び整備修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、整備修繕ができる業者は上記業者のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場スラッジ除塵設備補修工事

2 契約の相手方

水道機工(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場スラッジ送泥ポンプ室屋上に設置している除塵設備の補修を実施し、機能回復を図るものである。

当該除塵設備は、水道機工(株)が独自に設計、施工したものであり、補修による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、除塵設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

よって、本工事ができる業者は、水道機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

北部方面管理事務所高度処理設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回、修繕する高度処理設備は、海老江下水処理場の二次処理水を原水とし、精密ろ過(MF)膜装置と2段の逆浸透(RO)膜によるろ過を行い高度処理水として各施設へ給水する設備であるが、逆浸透膜取替後3年が経過した一次側5本二次側5本に、ろ過性能が劣化し高度処理に支障をきたし運転不能になるおそれがある。また、付属機器についても設置後16年経過し腐食などにより、運転に支障を来たしているので、併せて修繕するものである。

本設備は、㈱クボタが設計製作したもので、組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能及び処理水質についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、直ちに修繕に着手でき、製作会社である㈱クボタの設計製作した設備のメンテナンスを担当する上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課(6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場攪拌設備点検整備修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場混和池及び凝集沈でん池に設置している攪拌設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該攪拌設備は、住友重機械工業(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、攪拌設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。住友重機械工業(株)は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント(株)に継承されており、本点検整備修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント(株)より維持管理業務(修繕含む)を移管されている住重環境エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場外12か所電気設備外修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場外12か所電気設備外は、大部分が耐用年数を経過し、予防保全のため構成部品の取替を行い修繕するものである。

本設備は、株式会社東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては、電気設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社が下水道施設への納入している電気設備のアフターサービス業務を移管した東芝電機サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所 No.4 ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

㈱西島製作所

3 随意契約理由

今回改良する恩貴島抽水所 No.4 ポンプ設備は、恩貴島抽水所から汚水を此花下水処理場へ送水するものであるが、電動機の絶縁が劣化しているため、電動機を取替を行うものである。

本設備は㈱西島製作所が設計製作したもので、ポンプ設備の能力は、ポンプ本体と電動機の組み合わせにより大きく左右され、通常軸トルクや起動トルク等の製作メーカー特有のポンプ本体特性や形状に応じた電動機をポンプ製作メーカーが選定し製造させることにより性能を確保させている。また電動機等の組付精度及び許容値など同社が保有する取替調整の技術を必要とし、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は㈱西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 工事名称

津守下水処理場汚泥処理制御設備機能追加工事

2 契約の相手方

(株)東芝

3 随意契約理由

本工事は津守下水処理場汚泥処理設備の改築更新に伴い必要となる電気設備の設計、製作、据付及び配管配線工事並びに監視機能等を既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は既設と操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等の機能追加を行う必要がある。

よって、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者である(株)東芝以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作できないため、本機能追加工事を施工できるのは(株)東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 第3配水ポンプ場高圧電動機補修工事

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

本補修工事は、柴島浄水場第3配水ポンプ場に設置している高圧電動機に接続している冷却器の取替えを実施し、機能維持を図るものである。

高圧電動機の機能は、電動機本体、冷却器等が一体となって発揮されるため、機器の取替えについては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、本補修工事ができる業者は、当該高圧電動機の製造業者である(株)東芝より補修工事を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第5号線運転指令所統合化に伴う列車無線電話装置製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、高速電気軌道第5号線統合指令システム構築に伴い、列車無線電話装置の製作据付工事を行うものである。本装置は、列車と運転指令間で緊急情報や安全確認等の通話を伝達し、安全を確保するためのもので、列車の安全輸送に欠くことのできない重要な保安通信設備である。そのため故障時には即営業支障となり社会的影響が大きい。

そのシステムは、指令所操作盤、I F装置、遠隔制御装置、基地局装置により構成されており、前述した通話などの音声情報や、非常時における列車緊急停止のために必要な電車線停電信号の送受信を行っている。

既設機器は、(株) 日立国際電気独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回その一部である指令所操作盤、I F装置、遠隔制御装置の製作据付を行うにあたっては、設計から機器据付、調整まで一貫した管理体制で行う必要があり、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、障害が発生した際の迅速な対応が求められることから、上記の要件を満たす唯一の業者である(株) 日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

(電話番号 06-6585-6733)

随意契約理由書

1. 工事名称

土佐堀駐車場駐車管制設備更新工事

2. 契約の相手方

アマノ（株）

3. 随意契約理由

本工事は、土佐堀駐車場における駐車管制設備の更新工事である。

本駐車管制設備は、駐車券発行及び駐車場料金精算、それに伴う関連機器のシステムで構築されたものであり、オムロン（株）が設計及び製作したものである。

既設機器の更新工事を行うには、製造者の独自技術及び知識など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を図ることができるオムロン（株）から駐車場設備事業部門の業務を営業譲渡されたアマノ（株）が唯一施工可能である。

よって、アマノ（株）と契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部設備課（電話番号06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場 オゾン設備点検整備修繕（その2）

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、豊野浄水場の高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、前澤工業(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、前澤工業(株)よりオゾン設備の維持管理業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室（電話：072-825-4704）

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 消化槽消化汚泥循環ポンプ修繕

2 契 約 相 手 方 古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由

今回修復する消化槽消化汚泥循環ポンプは、海老江下水処理場の消化槽内の消化汚泥を循環するための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚泥が漏洩し、消化汚泥循環ポンプを運転する事が出来ず、消化槽での消化が出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ポンプは、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、メカニカルシールの組付精度や羽根車とケーシングライナとのクリアランスの許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、古河産機システムズ(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 乾燥式汚泥濃度計修繕

2 契約の相手方

水 ing(株)

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場乾燥式汚泥濃度計は、平野下水処理場汚泥処理施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転監視業務に支障をきたしている構成部品を取替えるものである。

本設備は水 ing(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて部品の取替えを行い、従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

したがって、本修繕ができる業者は水 ing(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設 点検整備修繕

2 契約の相手方

理水化学(株)

3 随意契約理由

本点検整備業務は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置されたプラント設備について点検整備を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、理水化学(株)が独自に設計・製作したもので、点検整備修繕に際しては設備の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の理由により、本業務を行うことができるのは、理水化学(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2356)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東横堀～桜川幹線下水管渠築造工事(その14-2)

2 契約の相手方

間・西武・中林・久本・青木特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、本市の合流式下水道緊急改善対策の一環として、中央区農人橋3丁目～材木町地内に内径 1,100mmの下水管渠を推進工事にて築造するものである。

本工事区間である主要幹線道路(中央大通り)には、老朽化した下水管が敷設されており、管内調査の結果、道路陥没の発生確率が極めて高い状況となっている。

本工事の整備により、老朽化した下水管の撤去が可能となるが、工事にあたっては上記請負者が築造している立坑基地の仮設物などを継続して使用する必要がある。

また、本工事区間には、地下鉄(中央線)、NTT とう道、阪神高速道路などの重要構造物が近接しており、現在施工中である北浜逢阪貯留管築造工事(その1)にて実施している計器計測を継続的に実施し影響検討していく必要がある。

なお、本工事は主要幹線道路上(中央大通り、松屋町筋)での施工であり、工事の大部分が夜間施工となることから、道路交通管理者・地域住民より、工期短縮はもとより、一貫性のある安全性の確保を求められている。

現工事と本工事の請負者が相違する場合においては、工事競合により、現工事完了後にしか道路使用許可の取得ができず、老朽化した下水管を現在の状況で数年間放置することになるとともに、重要構造物の工事影響に対するかし担保責任範囲が不明確など責任施工の一貫性を保つことができない。

同一請負者とした場合には、上記請負者が当現場状況や地域住民・関係機関との調整などに精通していることや、推進工事などに使用する仮設物、受電設備などを共用使用することにより、本工事を経済的かつ安全・適切に施工することが可能となるばかりでなく、工程上においても有利に工事を進めることができる。

以上の理由により、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局下水道河川部下水道課(電話番号06-6615-7866)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場外3か所電気設備は、住之江下水処理場、住之江抽水所、平野下水処理場、及び平野市町抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ受変電設備・計装設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の受変電設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクトレーディング、及びITV設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、かつ計装設備としてのループ設備を熟知している必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場外4か所電気設備修繕

2 契約の相手方

㈱産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する津守下水処理場外4か所の電気設備は、下水処理場および抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、電気設備の高い信頼性を維持するため、老朽化している構成部品の取替えを行うものである。

本設備は㈱日立製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は㈱日立製作所がアフターサービスを移管した㈱産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場外1か所2次処理水給水ポンプ外修繕

2 契約の相手方

荏原テクノサーブ(株)

3 随意契約理由

今回、市岡下水処理場2次処理水給水ポンプ及び千島下水処理場第3沈砂池洗淨水ポンプが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、荏原製作所(株)が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている荏原テクノサーブ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

柴島浄水場 第2取水ポンプ場 取水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場構内 第2取水ポンプ場に設置している取水ポンプ1号の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全般に関わる事業について、平成18年4月に新会社として発足された(株)日立プラントテクノロジーに継承しており、本点検整備修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (TEL06-6815-2402)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

柴島浄水場 上系高度処理棟 揚水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場構内 上系高度処理棟に設置している揚水ポンプ2号の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株) 日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全般に関わる事業について、平成18年4月に新会社として発足された(株) 日立プラントテクノロジーに継承しており、本点検整備修繕ができる業者は、(株) 日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (TEL06-6815-2402)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 津守下水処理場 第2反応槽水中機械式曝気装置修繕
- 2 契約の相手方 阪神動力機械(株)
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う水中機械式曝気装置は、第2反応槽に設置されており、反応槽内の汚水と活性汚泥の混合物を攪拌するための設備であるが、長年の運転により回転部分が流入下水中の夾雑物等により摩耗・損傷し、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本修繕は、阪神動力機械(株)が設計・製作したもので、主要取替部品は他社では製作していない。なお修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の事から、本修繕ができる業者は阪神動力機械(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課
(電話番号：06-6567-6413)

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場ターボブロワ設備修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回、修繕するターボブロワ設備は、反応タンクへ空気を送気するための設備であるが、共に長年の運転により、回転部分等が摩耗、損傷し、性能が低下しているため修繕するものである。

ターボブロワ設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕

2 契約相手方

月島テクノメンテサービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する遠心濃縮機設備は、中浜下水処理場の余剰汚泥を濃縮するための設備であるが、労働安全衛生法に基づく点検を行うとともに、遠心濃縮機設備の制御を担う汚泥濃度計等の修繕を行うものである。

本設備は、月島機械 (株) が設計製作したもので高速回転する外胴・内胴の整備及び調整には、製作会社の技術を必要とする。

以上のことより、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されている月島テクノメンテサービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲運河雨水排水ポンプ補修工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本件工事対象である咲洲北地区雨水ポンプ場は、咲洲運河の雨水を外海へ排水する施設である。

運河周辺の雨水が運河内に流入することから、雨水ポンプが故障すれば運河水位が上昇し、プロムナードが冠水する状況となる。

そのため、当該ポンプの補修にあたってはポンプ性能の確保はもとより、今後使用するうえでの信頼性の確保も必要となる。

本工事は咲洲運河北地区雨水ポンプ場の雨水ポンプの分解整備を行い主要部品の交換並びに工場試験を実施して性能確認を行うものである。

当該ポンプ場設備は(株)日立製作所が製作し、設置されている雨水ポンプは当該ポンプ場への流入雨量に合わせて(株)日立製作所により設計製作されたもので、取替える補修部品についてはメーカーでしか製作されておらず他社からは入手できない。また、補修整備についてはメーカーが施工することで性能保障および将来へ亘っての信頼性が確保されることとなる。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該ポンプを製造した(株)日立製作所より、プラント諸設備の補修に関する業務を譲渡された(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟排煙設備補修工事

2 契約の相手方

オイレスECO(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要があり、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原由倉ハイドロテック

3 随意契約理由

今回修繕する揚砂ポンプは、汚泥濃縮槽に投入する汚泥中に含まれる砂分を除去するため、沈砂分離装置に揚砂する設備であるが、メカニカルシール等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

今回修繕する揚砂ポンプは、(株) 荏原製作所が設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所より保守点検整備業務を移管されている(株) 荏原由倉ハイドロテックのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場 市場東棟防火シャッター・防煙垂壁補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟1階から3階に設置しているシャッター及び防煙垂壁の部品、開閉装置等の破損による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッター及び防煙垂壁は、東洋シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該シャッター及び防煙垂壁の構造を熟知している同社に補修をさせることで、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7965)

随意契約理由書

1 案件名称

中加賀屋住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 高圧電動機点検整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理施設に設置しているろ過池洗浄ポンプ用高圧電動機の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該電動機は (株) 東芝が設計・施行したものであり、点検整備修繕には機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があるため、本点検整備修繕が出来る業者は、(株) 東芝より電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター庭窪分室 (電話：06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場汚泥処理設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の汚泥処理設備は、プラントメーカーである(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本整備工事については、汚泥処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の汚泥処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の汚泥処理設備全体の性能、作動状況等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場棟エレベータ補修工事

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

本工事は、市場に設置しているエレベータの補修を行うものである。

本工事対象エレベータは、フジテック（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、かつ専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場 第3ポンプ棟 No.3 雨水ポンプ用減速機修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回、修繕する No.3 雨水ポンプ用減速機は雨水用ポンプの回転数を減速するものであるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

市岡下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン外修繕

2 契約の相手方

日立プラント建設サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市岡下水処理場に設置しているスクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン及び移送コンベヤ並びにスクリーンかす脱水機用冷却設備が長年の使用により、摩耗、損傷しているので修繕を行うものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計製作したものであるが、日立機電工業(株)は、平成18年4月1日に日立プラント建設(株)と合併し、(株)日立プラントテクノロジーとなっている。

修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている日立プラント建設サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEメカニカル(株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う吊具の更新等を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換する事により影響を与える箇所点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などのどの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修をさせることにより、責任の一元化及び早急な対応が図る必要がある。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該クレーンを製造したJFEメカニカル(株)のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

御崎住宅(4号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕

2 契約相手方

新明和アクアテクサービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する水中機械式曝気装置は、反応槽の嫌気槽混合液を攪拌するための設備であるが、メカニカルシール等が摩耗損傷しているので、修繕するものである。

本設備は、㈱荏原製作所が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、製作会社である㈱荏原製作所は、水中機械式曝気装置の製造を中止し、平成 22 年 3 月 31 日を以って本事業から撤退しており、本製品に関わるアフターサービスについては、平成 22 年 4 月 1 日以降、新明和工業㈱が引継いでいる。また、新明和工業㈱より本製品に関わるアフターサービスを新明和アクアテクノサービス㈱に業務移管されている

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和アクアテクサービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する津守下水処理場外3か所の電気設備は、下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品の取替を行うものである。

本設備は㈱東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は㈱東芝がアフターサービスを移管した東芝電機サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 消化槽消化ガスかくはんブロワ修繕

2 契約相手方 (株)伊藤鐵工所

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽消化ガスかくはんブロワは、海老江下水処理場の消化槽内の投入濃縮汚泥と消化汚泥とを混合し、消化槽内の温度の均一化を図るため、消化ガスを吹き込み、かくはんするための設備であるが、軸受及び軸摺動部の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷した軸摺動部から消化ガスが漏洩し、消化槽機械室内が危険にさらされるとともに、消化ガスかくはんブロワが運転出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ブロワは、(株)伊藤鐵工所が設計製作したもので、修繕にあたっては、軸受のはめ合い精度やロータとケーシングの許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)伊藤鐵工所のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

南港中住宅(42号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株) /

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

御崎第2住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化ガス精製設備修繕

2 契約相手方

三菱化工機（株）

3 随意契約理由

今回、修繕する消化ガス精製設備は、中浜下水処理場で発生する消化ガスに含まれる硫化水素及び二酸化炭素を除去するための設備であり、消化ガスに処理水をスプレー噴霧して精製しており、精製された消化ガスは中浜下水処理場内で発電するための燃料として用いている。このスプレーノズル等が閉塞し、消化ガスの熱量が安定せず、発電設備が運転できないため、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機（株）が設計製作したもので、消化ガス精製設備の部品取替には、同社が保有する設計製作図面に基づく取付調整の技術が必要であり、また修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は三菱化工機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場 (電話番号 06-6553-0464)

随意契約理由書

1 案件名称

森之宮工場クレーン設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

（株）昭和起重機製作所

3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、（株）昭和起重機製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）昭和起重機製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部森之宮工場（電話番号06-6967-3131）

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

日揮（株）

3 随意契約理由

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場（電話番号06-6757-3309）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場第1沈砂池バケットクレーン修繕

2 契約相手方

㈱日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

今回修繕するバケットクレーンは、第1沈砂池に堆積した沈砂を除砂するための設備であるがシーブ等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕を行い、機能を確保するものである。

本設備は、㈱日立プラントテクノロジーが設計製作したものであり、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は㈱日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場燃焼ストーカ駆動装置整備工事

2 契約相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

当工場の燃焼ストーカ駆動装置を含む焼却設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場汚泥処理系生物脱臭設備修復工事

2 契約の相手方

メタウォーター㈱

3 随意契約理由

今回工事する放出下水処理場汚泥処理系生物脱臭設備は、汚泥処理で発生した臭気を脱臭するための設備であるが、長時間の運転により、脱臭塔内担体が損傷し性能が低下しているので修復するものである。

本設備は、メタウォーター㈱が設計製作したもので、担体の取替部品については脱臭機能を発揮するための形状、材質など、同社が保有する設計に基づく技術を必要とし、また、設備に係る設計図面・計算書等の情報は、製作会社独自の技術財産であるため、一般に公開されていないことから、他社に工事を行わせることは極めて困難であり、かつ修復工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者はメタウォーター㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 洗浄排水ポンプ点検整備修繕（その1）

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内、1・2系洗浄排水ポンプ室に設置している洗浄排水ポンプ3号の修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)電業社機械製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 工事名称

中浜下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約の相手方

㈱東芝

3 随意契約理由

本工事は、中浜下水処理場外6か所の場内で施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、電源供給等を行うために、既設監視制御設備・既設配電盤への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は㈱東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な制御回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工及び機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器、並びに配電盤内の制御機器は他社では製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは㈱東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 修繕名称

市内下水処理場等ディーゼル機関修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市内下水処理場等に設置されているディーゼル機関の消耗部品及び損傷部品を取替え、各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するために修繕するものである。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計・製作したものであり、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称 柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方 メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置（日本碍子株式会社製）の一部を構成するエンドプレート（石綿ボード）を代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。集水装置の部分的な補修を実施した上で、且つ池全体の集水機能を担保・保持するためには、製造者の専門的な知識並びに施工能力が必要である。

現在、日本碍子（株）は、富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されていることから、本工事を施工できるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局工務部柴島浄水場維持担当（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場有害ガス処理設備整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号06-6553-0464）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場各種サイクロ減速機設備修繕

2 契約の相手方

住友重機械精機販売㈱

3 随意契約理由

今回、修繕を行うサイクロ減速機は、住之江下水処理場の濃縮前処理設備スクリーンかす搬送機用、スクリーンかす脱水機用、第3沈殿池汚泥かき寄せ機用の駆動装置であるが、回転部分が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本設備は、住友重機械工業㈱が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕が行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている住友重機械精機販売㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場沈砂池スクリーンかす脱水機設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回、修繕するスクリーンかす脱水機設備は、今福下水処理場沈砂池に設置されているスクリーンかすを脱水する設備であるが、昭和63年から長期間の運転により各部の腐食損傷が著しく、油漏れ等が発生し運転に支障をきたしているの
で修繕するものである。

本設備はクボタ環境サービス(株)が設計製作したものであり、修繕には当該設備を熟知し、独自の技術を必要とするとともに、軸受などの部品取替については、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、機能の回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 修繕名称

東中浜 8 丁目地内外マンホールポンプ修繕

2 契約相手方

(株) 鶴見製作所

3 随意契約理由

今回修繕する東中浜 8 丁目地内外マンホールポンプは、大雨時の浸水対策として設置したポンプであるが、長年の運転により、メカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) 鶴見製作所が設計製作したもので、ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 洗浄排水ポンプ点検整備修繕（その2）

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内、3系洗浄排水ポンプ室に設置している洗浄排水ポンプ7号の修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)クボタが独自に設計製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)クボタよりポンプの修繕業務を移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場 取水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本業務は、楠葉取水場に設置している取水ポンプ4号機及び取水ポンプ4号機用逆止め弁の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全般に関わる事業について、平成18年4月に新会社として発足された(株)日立プラントテクノロジーに継承しており、本点検整備修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室 (電話：072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場2号ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

さらには、これから年末に向けて市内ごみの搬出量が増加する時期であり、平野工場においては、年末年始にかけて連続フル稼働の役割を課せられており、一刻も早い復旧が必要である。

本設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング(株)以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1号ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

さらには、これから年末に向けて市内ごみの搬出量が増加する時期であり、一刻も早い復旧が必要である。

本設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株) タクマ以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外8状態監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株)コムプランニング

3 随意契約理由

本工事は、市内一円で道路排水ポンプ場および道路情報板に設置される状態監視装置の施工に伴い、A T C庁舎外8箇所の状態監視装置を改修するものである。

本工事で改修する状態監視装置は(株)コムプランニングが設計製作設置したもので、他の既設テレメーター設備および道路冠水監視システムと密接に関連して機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら施工することが必要であり、本設備の改修に必要なシステムの変更・追加・設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工を行うため、既設製作業者である(株)コムプランニング以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

また、既設設備に適合する状態監視装置を構成する電気機器、並びにシステムのソフトウェアは他社では製作していないため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株)コムプランニングと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 工事名称

高速電気軌道第1号線大国町変電所故障選択装置製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 東芝

3 随意契約理由

本工事は、大国町変電所の直流き電設備に接続される故障選択継電器の製作と据付工事を行うものであるが、これら新設備と既設の直流き電設備（直流閉鎖配電盤）を接続し稼働させるためには既設設備の改造・各種調整・確認試験が必須である。

これらの施工にあたっては、既設設備の製作据付業者独自の技術が必要であり、上記の要件を満たす唯一の業者である(株)東芝と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課電気設計担当 (電話番号 06-6585-6667)

随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター各種給水ポンプ設備修繕

2. 契約相手方：

荏原テクノサーブ（株）

3. 随意契約理由：

今回、修繕する各種給水ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置されている遠心脱水機を冷却及び洗浄するため、又生物脱臭装置への散水及び給水をする設備であり長時間運転によりポンプ回転部分等が腐食および磨耗損傷し、遠心脱水機及び生物脱臭装置への給水不足となっており、汚泥処理に支障をきたすおそれがあるため整備修繕を行うものである。

本設備は、（株）荏原製作所が設計製作したものであり、修繕において各部品の取替え組立調整等には、製作会社独自の技術を必要とする。また、取替部品の大部分も他社では製作しておらず、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である（株）荏原製作所が、本市に納入しているポンプ設備の修繕業務を移管されている荏原テクノサーブ（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（ 電話番号：06-6460-2830 ）

随意契約理由書

1 修繕名称

勝山南3丁目地内外マンホールポンプ修繕

2 契約相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する勝山南3丁目外マンホールポンプは、大雨時の浸水対策として設置したポンプであるが、長年の運転により、メカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、新明和工業(株)が設計製作したもので、ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和工業(株)の保守点検整備業務移管先である新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1. 工事名称

上大和橋西道頓堀線（宗右衛門町通）電波障害対策施設移設工事

2. 契約の相手方

コーヨー通信工事（株）

3. 随意契約理由

本工事は、上大和橋西道頓堀線で実施している電線共同溝（電線類地中化）整備に伴い支障となる電波障害対策施設の移設工事である。

当該区間においては、スイスホテル南海大阪棟（旧南海サウスタワーホテル大阪）の建設に伴い電波障害が発生した時に、南海ビルサービス株式会社がテレビ電波障害対策施設を設置したものである。その後、電波障害対策施設の財産権及び調査設計、施工管理、維持保守等は（財）京阪神ケーブルビジョンに移管された。（財）京阪神ケーブルビジョンは、コーヨー通信工事（株）との間に維持保守業務契約を締結し、維持保守業務を行わせており、当該施設もコーヨー通信工事（株）が維持保守業務を行っているところである。

以上の理由により、移設工事を円滑かつ効率的に推進し、工事完了後に障害などが発生した際の原因と責任を明確にするためには、電波障害区域内の実情や工事の方法等を熟知している唯一の業者であるコーヨー通信工事（株）と契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部 設備課（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1. 工事名称

豊里矢田線（北田辺）電波障害対策施設移設工事

2. 契約の相手方

コーヨー通信工事（株）

3. 随意契約理由

本工事は、豊里矢田線で実施している電線共同溝（電線類地中化）整備に伴い支障となる電波障害対策施設の移設工事である。

当該区間においては、大阪都市計画都市高速鉄道近畿日本鉄道南大阪線（阿倍野橋・針中野間）連続交差事業に伴い電波障害が発生した時に、（財）京阪神ケーブルビジョンがテレビ電波障害対策施設を設置したものである。（財）京阪神ケーブルビジョンは、コーヨー通信工事（株）との間に維持保守業務契約を締結し、維持保守業務を行わせており、当該施設もコーヨー通信工事（株）が維持保守業務を行っているところである。

以上の理由により、移設工事を円滑かつ効率的に推進し、工事完了後に障害などが発生した際の原因と責任を明確にするためには、電波障害区域内の実情や工事の方法等を熟知している唯一の業者であるコーヨー通信工事（株）と契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部 設備課（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局庁舎交流無停電電源装置蓄電池更新その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、(株) 日立製作所独自の技術で設計・製作された大阪市交通局庁舎の無停電電源装置システムを構成する蓄電池の一部更新及び蓄電池温度検出装置の改造を行うものである。

交流無停電電源装置システムは、交流無停電電源装置からの電力供給を受けて、当局の各基幹業務システムを稼働させており、常時連続稼働が求められる。

このシステムの主要な構成部品である蓄電池の一部更新及び蓄電池温度検出装置の改造を行うにあたっては、当該装置が正常に機能するための高い性能保証の確保が求められ、構造・規格及び構成機器に精通していることが不可欠であることから、これらの要件を満たす唯一の業者である(株) 日立製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6774)

随意契約理由書

1 案件名称

住吉川ポンプ場電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する住吉川ポンプ場電気設備は、河川施設の運転に重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の電気設備は (株) 東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場雨水沈砂池電動開閉機設備修繕
- 2 契約の相手方 西部電機㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う雨水沈砂池電動開閉機設備は、雨水沈砂池のゲート及び臭気遮断装置を動作するための設備であるが、スイッチ類及び電動機の絶縁抵抗値の低下等により、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、西部電機㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、西部電機㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所 発電機用ガスタービン設備点検整備修繕

2 契約相手方

(株) IHI ジェットサービス

3 随意契約理由

今回修繕する発電機用ガスタービン設備は、降雨時に運転する雨水排水用主ポンプ電動機に電力を供給するためのものであり、予防保全的に分解点検整備を実施しなければ、経年劣化等による故障発生要因が上昇し、突発的に機関停止が発生した場合、雨水排水用主ポンプ電動機に電力供給ができないため、排水区域に浸水を起こす恐れがある。また、大阪市自家用工作物保安規定に基づき発電機用ガスタービン設備の点検整備を行うものである。

本設備は、(株) IHI が設計製作したもので、ガスタービン設備の分解・組立及び各種の調整には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は制作会社である(株) IHI から弁天抽水所発電機用ガスタービン設備のメンテナンス作業を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、JFEエンジニアリング(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

南港第2抽水所ハロゲン化物消火設備修繕

2 契約の相手方

(株) コーアツ

3 随意契約理由

今回修繕する南港第2抽水所ハロゲン化物消火設備は、消防法に基づき電気室及び発電機室に設置された消火設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下しており、非常時の消火に支障をきたすため、構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)コーアツが設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、消火設備として従前と同等の性能を発揮させなければならず、取替え部品も他社では製作していない。

また、ハロゲン化物消火設備は消防法に基づいた消火設備の認定に適合しており、他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)コーアツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 津守下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕
- 2 契約の相手方 巴工業(株)
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う遠心濃縮機設備は、第3汚泥処理棟に設置されており、汚泥を濃縮するための設備であるが、長年の運転により汚泥中の夾雑物や砂等により内胴のタイル外が摩耗・損傷し、運転に支障をきたしているため各部品の取替や分解点検整備修繕を行うとともに、労働安全衛生法に基づいて年次点検整備を行うものである。

本修繕は、巴工業(株)が設計・製作したもので、主要取替部品は他社では製作していない。なお修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の事から、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課
(電話番号：06-6567-6413)